

## 令和8年度宮城県市民後見人養成研修業務 仕様書

### 1 目的・趣旨

急速な高齢化の進展に伴い増加の一途を辿っている認知症高齢者や、知的障がいや精神障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、成年後見制度を含めた総合的な支援として権利擁護支援を充実させていく必要がある。

国の第二期成年後見制度利用促進基本計画では、都道府県は、全ての圏域で市民後見人が育成されるよう、市町村における市民後見人の育成状況を踏まえ、市民後見人養成研修を実施することが期待されるとしている。

そのため、本県においても、県内の実情に鑑み、人口規模が小さく社会資源が乏しいこと等により単独で市民後見人の養成を行うことが難しい市町村を補完するとともに、家庭裁判所から選任を受ける成年後見人等である狭義の「市民後見人」のみならず、市民の立場で地域の権利擁護に関わる様々な人たちの養成の場としての機会を提供するため、本研修を実施するもの。

### 2 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

### 3 委託内容

#### (1) 市民後見人等養成研修の企画及び運営

##### ア 対象者

事前に本研修の受講申込みを行った者（以下「受講者」という。）。

なお、受講者の募集及び申込みのとりまとめは県が行う。

##### イ 実施方法

① 原則として、事前に講義等を収録した動画（以下「講義動画」という。）を作成し、受講者に限り視聴することができるオンデマンド配信とすること。ただし、エに規定する実践研修のうち「課題演習（グループワーク）」の実施に当たっては、ウェブ会議システムによるオンライン実施とする。

② 研修受講者は、「本研修受講後に市民後見人としての活動を目指す受講者」と、「市民後見人としての活動は目指さず、自己研鑽のために受講する受講者（以下「自己研鑽受講者」という。）」に分かれるが、自己研鑽受講者については、「課題演習（グループワーク）」の対象には含めず、座学のみ受講とすること。

なお、自己研鑽受講者については、県から受託者に示すものとする。

##### ウ 受講料

無料とすること。（研修の受講に係る通信費用は受講者側の負担とする。）

## エ 内容

特定非営利活動法人地域共生政策自治体連携機構「市民後見人養成テキスト」に準拠した内容とし「基礎研修」と「実践研修」を行うものとする。

- ① カリキュラムは別紙「令和8年度宮城県市民後見人養成研修カリキュラム」のとおりとする。
- ② 各科目の具体的な内容、想定される講師については、特定非営利活動法人地域共生政策自治体連携機構が令和5年3月にとりまとめた「市民後見人養成研修カリキュラム及び市民後見人の活躍促進に関する調査研究事業報告書」20～35頁に掲げる「カリキュラム科目の要点」に記載されている内容を参考とし、受託者から提出された企画提案書の内容を基に、県と協議の上決定する。
- ③ 基礎研修は令和8年11月から令和9年1月までの間、実践研修は令和9年1月から令和9年2月までの間に実施すること。
- ④ 基礎研修及び実践研修それぞれについて、講義動画配信時に受講者向けのオリエンテーションをオンライン配信で実施すること。オリエンテーションは、受託者において進行の上、研修の概要や受講方法、スケジュールについて説明すること。また、オリエンテーションは録画の上、後日アーカイブ配信により受講者が視聴できるようにすること。

## オ 講師の選定

「市民後見人養成研修カリキュラム及び市民後見人の活躍促進に関する調査研究事業報告書」20～35頁に掲げる「カリキュラム科目の要点」に記載されている「想定される講師」欄の内容を参考とし、すべての科目について適切に講師を選定・手配すること。なお、講師の選定にあたっては、県内に活動拠点を置く人材の活用にも配慮することとし、科目ごとの講師案を作成した段階で、事前に県と協議すること。

## カ 収録会場の運営

講義動画の収録に必要な物品や機材等を全て準備し、収録で使用する会場の設営（各種資材・機材、映像・音響設備等）及びその撤去を行うこと。

## キ 動画配信用 URL の配付

講義動画を配信するための URL については県から受講者に提供することから、受託者は配信を開始する1週間前までには県に送付すること。

## ク 研修用テキストの作成及び配付

- ① 研修の受講に必要なテキストその他必要な資料等を電子データで作成し、受講者がウェブサイト上で各自ダウンロードして受領できるようにすること。  
なお、テキストの内容は講義動画の内容と関連するものとし、必要に応じて各科目の講師に作成を依頼してとりまとめる等、適切な内容となるようにすること。
- ② テキストをダウンロードするためのウェブサイトの URL については、上記キに

よる動画配信用 URL の送付と同時に県に送付すること。

#### ケ 受講確認テストの実施

- ① 受講者が講義動画を最初から最後まですべて視聴し内容を理解したか確認することを目的に、県が各科目において受講確認テストを実施するために必要な設問、回答及び解説を作成し、県に提出すること。
- ② 設問はすべての科目で作成するものとする。また、設問数は各科目につき2、3問程度とし、講義動画の内容から出題すること。
- ③ 設問の形式は正誤式、多肢選択法又は択一式とし、多肢選択法又は択一式とする場合、選択肢は4～5つ程度とすること。ただし、科目の性質上これによりがたい場合は、県と協議の上、別の方法に替えることができるものとする。
- ④ 設問は上記キによる動画配信用 URL の送付と同時に県に送付すること。
- ⑤ 受講者に対する受講確認テストの実施（受講者からの回答受付及び採点）は県が行う。

#### コ 動画視聴状況の確認

受託者は、研修修了後速やかに各受講者の講義動画視聴状況を確認し、受講者台帳に受講者ごとに記録の上、県に提出すること。

#### (2) その他

上記の事業の円滑な実施に資すると認められる取組については、県と協議の上、委託契約金額の範囲内で実施できるものとする。

### 4 業務実施体制

3に掲げる業務が適切に実施されるよう責任者及び担当者を配置し、県の担当者との連絡調整を適切に行う体制を確保すること。

### 5 各種費用の支払い

会場使用料（会場装飾費や機材レンタル料を含む）、講師謝金、資料の作成費など、本業務を実施する上で発生する全ての費用を負担し、適切に支払いを行うこと。

### 6 事業報告

事業実施結果について、令和9年3月31日（水）までに県に報告すること。

### 7 その他

- (1) 受注者は、契約の履行に当たり知り得た情報を本契約の履行用に供する目的以外に利用しないこと。また、本県の承諾なしに第三者に開示しないこと。契約の終了後においても同様であること。
- (2) 委託業務の詳細な内容については、受注者からの提案に基づき、発注者と協議の

上、決定すること。

- (3) 上記のほか、委託業務内容の効果的な実施のために必要な事項、又は本仕様書に規定されていない内容については、発注者と協議の上、実施するものとする。